

# 高齢者等を対象としたスマート相談窓口等 運営業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 (部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期)	金〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円）を上限とし、この契約締結後、乙の請求に基づき速やかに契約金額の10分の5を概算払で支払い、残額については、乙は業務の進捗状況に合わせた精算報告書を提出し、甲は検査終了後に仕様書に基づき精算を行い支払うものとする。
精算を行う場合の方法	仕様書のとおり
2 契約保証金（第3条関係）	契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の3 ただし、別紙委託契約約款第3条のとおり、甲において必要がないと認めた場合は免除する。
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）  債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	契約締結日から令和9年3月31日まで  繰越明許費
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別  有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	免除
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に附加する条項	（精算） 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、精算報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書に基づき精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年　　月　　日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
甲 神戸市  
代表者 神戸市長 ○○ ○○

乙